

学校法人城南学園評議員の報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人城南学園（以下「法人」という。）の寄附行為第57条の規定に基づき、評議員の報酬、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、報酬、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規則及び退職金規則に基づくものを含まない。
- (2) 費用とは、評議員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 評議員には、3月に別表1の年額を支給する。

(費用)

第4条 評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学園の職員に準ずる。

2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 評議員の報酬額

評 議 員	年 額 4 万円
-------	--------------